



CONTENTS

| | |
|-----------------|-------|
| 村からのお知らせ | 2～10 |
| ・国民健康保険について | |
| ・榛東村スポーツ少年団団員募集 | |
| 保健相談センター | 11 |
| 暮らしの情報 | 12～13 |
| カレンダー | 14 |
| 話題あれこれ | 15 |
| イベント | 16 |



新型コロナワクチン接種について

問い合わせ先 榛東村コロナワクチン相談窓口 (☎0279-26-2201)

オミクロン株対応ワクチンの接種が済んでいない人は、早めの接種を検討してください。
現段階ではオミクロン株対応ワクチンの接種は、BA.1またはBA.4-5に関わらず1人1回限りです。
 (3、4回目の接種をオミクロン株対応ワクチンで接種した方は、4、5回目の接種券は発送されません。)

12歳以上で初回接種を完了している方

最終接種日から3か月以上経過した後に、オミクロン株対応2価ワクチンを1人1回接種できます。

【村内医療機関での個別接種】

| 予約開始日 | 接種期間 |
|----------|-----------------------|
| 受付中 | 3月13日(月)～ 3月26日(日) |
| 3月14日(火) | 3月27日(月)～ 3月31日(金) |

【渋川市内医療機関での個別接種】

| 予約開始日 | 接種期間 |
|---------|-----------------------|
| 受付中 | 3月6日(月)～ 3月19日(日) |
| 3月7日(火) | 3月20日(月)～ 3月31日(金) |

【吉岡町内医療機関での個別接種】

| 予約開始日 | 接種期間 |
|----------|-----------------------|
| 受付中 | 3月13日(月)～ 3月26日(日) |
| 3月13日(月) | 3月27日(月)～ 3月31日(金) |

※接種期間は変更になる可能性があります。

令和5年4月以降の新型コロナワクチン接種体制について、国から方針が示されました。詳細は、毎戸配付する「令和5年度新型コロナワクチン接種についてのお知らせ」のチラシをご覧ください。ホームページや広報誌でお知らせします。



国民健康保険 傷病手当金の適用期間が延長になりました

問い合わせ先 健康保険課 (☎0279-26-2513)

新型コロナウイルス感染症に感染、感染の疑いで療養のため就労できず、事業主から給与を受けることができない方に傷病手当金を支給します。

▶対象

榛東村国民健康保険の加入期間中に、被用者（会社等に勤めている方）が新型コロナウイルス感染症に感染した場合（発熱等の症状があり感染が疑われた場合も含む）、労務に服することができず、給与収入が減少した方

▶対象期間

就労できなくなった日を基準日とし、4日目以降の休みの期間のうち、就労を予定していた日数
 ※4日目以降の休みが令和2年1月1日から令和5年5月7日までの間（ただし、入院が継続する場合は最長1年6か月まで）
 ※消滅時効は就労できなくなった日の翌日から起算して2年間であるため、ご確認をお願いします。

▶支給額

（直近の継続した3か月間の給与収入の合計額 ÷ 就労日数） × 3分の2 × 支給対象となる日数
 ※支給額には上限があります。

支給を受けるためには事前に申請が必要です。申請を希望する場合は、事前に電話でお問合せください。



会社を退職等された方へ

国民年金への変更手続きを忘れずに

問い合わせ先 住民生活課 (☎0279-26-2494)

20歳以上60歳未満の方は、国民年金への加入が法律で義務付けられています。勤務先を退職（失業）したときは、厚生年金保険から国民年金への変更の届出が必要です。勤務先を退職（失業）された方に扶養されていた配偶者も、国民年金への変更の届出が必要です。退職（失業）して会社員・公務員など厚生年金保険の被保険者である配偶者に扶養される方は、配偶者の勤務先への届出が必要です。

手続きについて

住民生活課または渋川年金事務所国民年金課でお手続きしてください。

手続きに必要なもの

年金手帳など、日本年金機構が送付した基礎年金番号がわかる書類

保険料額

国民年金の保険料は毎年度変わります。令和5年度の月額保険料は16,520円です。

免除された保険料をあとから納めるには

国民年金保険料には免除制度があり、免除された保険料は、10年以内であれば、あとから納めること（追納）ができます。免除期間がある場合には、保険料を全額納付したときに比べ、将来受け取る年金額が少なくなります。追納した場合は全額納付として算定されますので、追納をお勧めします。



国民年金保険料が電子（キャッシュレス）決済で納付できます

問い合わせ先 住民生活課 (☎0279-26-2494)

国民年金保険料について、令和5年2月20日から現金、口座振替、クレジットカード、Pay-easy等による納付に加え、新たにスマートフォンアプリを使用した電子（キャッシュレス）決済での納付が利用できるようになりました。

対象決済アプリ（・au PAY・d払い・PayB・PayPay）

スマホ決済の流れ





国民健康保険 加入・脱退の届出は14日以内に

問い合わせ先 健康保険課 (☎0279-26-2513)

国民健康保険制度について

国民健康保険は、誰もが安心して医療機関等で受診できるように、職場の健康保険や後期高齢者医療制度に加入している方、生活保護を受けている方または3か月未満の在留期間等の外国籍の方を除き、全ての方が加入します。

こんなときは14日以内に届出を

職場の健康保険に加入、脱退したときまたは住所変更をしたときなど、下の表に該当する変更があった場合は、変更のあった日から14日以内に必ず健康保険課へ届出をしてください。職場を入退職した方について、職場から健康保険課に届出はありませんので、ご注意ください。

| | こんなとき | 届出に必要なもの |
|-----------|--------------------------------------|--|
| 国民健康保険の加入 | 他の市区町村から転入したとき | 前住所地の転出証明書、旧被扶養者異動連絡票（該当者のみ） 福祉医療費受給資格者証交付状況証明書（該当者のみ） |
| | 職場の健康保険を離脱したとき またはその扶養家族でなくなったとき | 社会保険離脱証明書、 福祉医療費受給資格者証（該当者のみ） |
| | 子どもが生まれたとき | 母子健康手帳 |
| | 生活保護を受けなくなったとき | 保護廃止決定通知書 |
| | 外国人住民で住民票が作成されたとき (在留期間が3か月を超える等) | パスポート、在留カードまたは特別永住者証明書、前住所地の転出証明書 |
| 国民健康保険の脱退 | 他の市区町村に転出するとき | 世帯全員の国保被保険者証、 福祉医療費受給資格者証（該当者のみ） |
| | 職場の健康保険に加入したとき またはその扶養家族になったとき | 職場の健康保険に加入した方全員の国保被保険者証と職場の健康保険証、 福祉医療費受給資格者証（該当者のみ） |
| | 死亡したとき | 世帯全員の国保被保険者証、 福祉医療費受給資格者証（該当者のみ） |
| | 生活保護を受けるようになったとき | 保護開始決定通知書、世帯全員の国保被保険者証、 福祉医療費受給資格者証（該当者のみ） |
| | 外国人の加入資格がなくなったとき | 世帯全員の国保被保険者証、パスポート、在留カードまたは特別永住者証明書、 福祉医療費受給資格者証（該当者のみ） |
| その他 | 住所・氏名・世帯主が変わったとき | 世帯全員の国保被保険者証、 福祉医療費受給資格者証（該当者のみ） |
| | 被保険者証を紛失・破損したとき | 破損した国保被保険者証 |
| | 修学のため他の市区町村に転出するとき | 国保被保険者証、在学証明書または学生証 |

※届出には、マイナンバーカード（または通知カードと顔写真付きの身分証明書）が必要となります。なお、世帯が異なる方が手続きする場合は、委任状と代理人の身分証明書が必要となります。

加入の届出が遅れると

国民健康保険の加入の届出が遅れた場合、その間に医療機関等を受診するときの医療費が全額自己負担になります。また、国民健康保険の資格を取得したときまで最長3年さかのぼって課税した国民健康保険税を一括で納めなければなりません。

脱退の届出が遅れると

国民健康保険の脱退の届出が遅れ、国民健康保険の資格がなくなったあとに医療機関等を受診した場合、国民健康保険が負担した医療費を返還していただくこととなります。また、脱退の届出がないと、職場の健康保険の保険料などを納めている場合でも、国民健康保険税の請求や徴収が続きます。



福祉医療費受給資格者証の届出もお忘れなく

問い合わせ先 健康保険課 (☎0279-26-2513)

こんなときは必ず届出を

福祉医療費受給資格者証をお持ちの方で、健康保険証の変更、住所または氏名の変更、受給資格者の村外転出などがあったときは、受給資格者の変更または喪失などの手続きが必要になります。右の表に該当する変更などがあった場合は、健康保険証、受給資格者証などを持参のうえ、健康保険課へ必ず届出をしてください。

| | こんなとき |
|------|--------------------------------------|
| 資格変更 | 加入している健康保険が変わったとき |
| | 村内で住所が変わったとき |
| | 氏名または世帯主が変わったとき |
| 資格喪失 | 村外へ転出するとき |
| | 死亡したとき |
| | 生活保護を受けるようになったとき |
| その他 | 福祉医療費受給資格者証を紛失・破損したとき |
| | 交通事故のケガで医療機関等を受診し、福祉医療費受給資格者証を使用したとき |
| | 高額療養費等の支給を受けたとき（榛東村国民健康保険被保険者を除く） |



平成19年4月2日から平成20年4月1日生まれの方（有効期限：令和5年3月31日）の保護者の方へ福祉医療費受給資格者証の更新手続きについて

問い合わせ先 健康保険課 (☎0279-26-2513)

令和5年3月に卒業する中学3年生が使用している福祉医療費受給資格者証（ピンク色の医療券）は、有効期限が令和5年3月31日（平成35年3月31日）までのため、4月1日以降は使用することができなくなります。

対象者には、新しい受給資格者証を郵送しますので、4月1日以降は、新しい受給資格者証を使用してください。併せて、現況を確認するための申請書等を郵送していますので、更新の手続きをしてください。

- 通知発送時期
3月23日（木）
- 提出期限
4月28日（金）必着 ※受付時間は、平日 午前8時30分から午後5時15分です。
- 提出場所
榛東村役場 健康保険課（〒370-3593 北群馬郡榛東村大字新井790番地1）
- 持参するもの
 - ①送付された通知
 - ②子どもの健康保険証
 - ③福祉医療費受給資格者証申請書兼登録台帳（同封）
- その他
 - ・郵送で提出の場合は、子どもの健康保険証をコピーしたもの、福祉医療費受給資格者証申請書兼登録台帳を提出場所あて送付ください。なお、記入、添付書類漏れなどがある場合、来庁していただくこととなりますのでご了承ください。
 - ・令和5年4月1日までに転出を予定している場合、送付した受給資格者証を返却していただく必要があります。転出の手続きの際に、健康保険課へ返却してください。
 - ・父母等に扶養されてない方または婚姻されている方は対象外となりますので、問い合わせ先へその旨ご連絡ください。なお、後からそのことがわかったときは、さかのぼって福祉医療費負担分を請求することがありますのでご了承ください。



榛東村スポーツ少年団団員募集

問い合わせ先 榛東村スポーツ少年団事務局 (☎0279-26-2765)

- 入団出来る人 原則、榛東村に住んでいる小学生（下記表の入団できる学年参照）
- 申込期間 令和5年3月1日～令和5年7月31日まで
(令和5年の登録は7月までです。それ以降も入団できますが、登録の手続きはできませんので各单位団と相談の上、スポーツ安全保険に加入して活動してください。)
- 申込場所 各单位団の練習場所で受け付けます。(保護者の方と一緒に来てください)。
・申込書に記入の上、入団費を添えて持参ください。
※教育委員会事務局では受け付けておりません。
- 入団費 **1人：2,000円**
・入団費は県登録料、スポーツ安全保険料、団体運営費などに使われます。
・単位団によっては、入団費の他に運営費を集めています。
・単位団を移る場合は、再度、入団費を納めていただきます。
※退団する場合、納めていただいた入団費はお返ししませんのでご了承ください。
- その他 入団は、1人・1単位団（1種目）です。
※現在、入団している方も、再度申込みをしてください。
(県登録・スポーツ安全保険の申込みが、毎年必要であるため。)

◇活動内容（練習日、時間、場所等）

| 単位団名 | 練習日 | 練習時間 | 練習場所 | 入団できる学年 |
|--------|--------------------|--------------------------|--|------------------------------|
| 北野球 | 土・日曜日 祝日 | 8:00～ | 北小校庭 | 新小1～6年生 男・女 |
| | 水曜日(ナイター) | 18:30～20:30 | 総合グラウンド | |
| 南野球 | 土・日曜日 祝日 | 8:30～12:30 | 南小校庭 <small>(今年度のみ土曜日は渋川市立古巻小学校校庭)</small> | 新小1～6年生 男・女 |
| サッカー | 火曜日(小1～3, 小4～中3年生) | 19:00～20:30, 19:00～21:00 | 総合グラウンド (サッカー場) | 新小1～中3年生 男・女 |
| | 木曜日(小4～中3年生) | 18:45～20:15 | | |
| | 土曜日(小4～中3年生) | 9:00～11:00 | 南部公園 (南部コミセン前) | |
| | 日曜日(小1～3, 小4～中3年生) | 8:00～9:30, 9:00～11:00 | | |
| 硬式テニス | 土・日曜日 | 8:00～10:00 | 総合グラウンド (テニスコート) | 新小1～6年生 男・女 |
| ソフトテニス | 土曜日 | 10:00～12:00 | 総合グラウンド (テニスコート) | 新小1～6年生 男・女 |
| ミニバス | 火・木曜日 | 18:30～20:30 | 南小体育館または北小体育館 <small>(しんとうスポーツアリーナの場合もあり)</small> | 新小1～6年生 女(男要相談) |
| | 《土曜・日曜試合あり》 | ※試合時は都度異なります | | |
| バレーボール | 月・木曜日 | 18:30～20:30 | 北小体育館 <small>(3月中旬～4月上旬しんとうアリーナ)</small> | 新小3～6年生 女(男要相談) (現入団員を除く) |
| | 土・日曜日(練習・試合あり) | | | |
| 剣道 | 火・金曜日 | 18:30～20:30 | 地区体育館 (中学校道場) | 新小1～中3年生 男・女 |
| 柔道 | 火・木曜日 | 19:00～21:00 | 地区体育館 (中学校道場) | 4歳(年中)～新中3年生 男・女 |
| 空手 | 毎週金曜日 | 18:30～20:30 | 北小体育館 | 5歳～新中3年生 男・女 |
| | 第3月曜日 | | 南小体育館 | |
| 少林寺拳法 | 木・土曜日 | 18:30～20:30 | 地区体育館 (中学校道場) | 新小1～中3年生 男・女 |

- ・都合により練習会場が変更になる場合があります。
- ・サッカー・剣道・柔道・空手・少林寺拳法は中学3年生まで入団できます。



しんとうスポーツクラブ入会のご案内

問い合わせ先 しんとうスポーツクラブ事務局 (☎0279-26-2765)

令和5年度しんとうスポーツクラブの各プログラムの会員を募集します。

- 申込期間 令和5年4月1日(土)～ 随時受付
- 申込方法 直接会場にお越しいただき、役員に「入会金+活動費」をお渡してください。
申込用紙は、各会場または事務局に用意してあります。

入会金【会員1人あたりの年会費】 + 活動費【プログラムによって異なります】

| | | |
|-------|--------|------------------|
| 高校生以下 | 500円 | (事務局へお問い合わせください) |
| 一般 | 2,000円 | |
| 65歳以上 | 500円 | |

開催日等は、以下のとおりです。

| | |
|---|--|
| <p>○バレーボール</p> <p>開催日 毎週水曜日 4/5(水)～ 時 間 19:30～21:30 会 場 しんとうスポーツアリーナ 対象者 中学生以上(男女) 内 容 基礎練習・ゲーム</p> | <p>○インディアカ</p> <p>開催日 毎週月曜日 4/3(月)～ 時 間 19:30～21:30 会 場 榛東中学校講堂(体育館) 対象者 中学生以上(男女) 内 容 基礎練習・ゲーム</p> |
| <p>○バドミントン</p> <p>開催日 毎週土曜日 4/1(土)～ 時 間 19:00～21:00 会 場 榛東中学校講堂(体育館) 対象者 小学生以上(男女) ※小学校低学年(3年生以下)は、必ず保護者の方の付き添いをお願いします。 内 容 基礎練習・ゲーム</p> | <p>○キッズフットサル</p> <p>開催日 第2日曜日 4/9(日)～ 時 間 17:00～20:00 会 場 榛東中学校講堂(体育館) 対象者 幼児年少～小学生(男女) 内 容 家族で遊んで楽しむフットサル、ゲームを中心に身体を動かします</p> |
| <p>○体操教室</p> <p>開催日 検討・調整中 時 間 午後(1時間程度) 会 場 榛東中学校講堂(体育館) 対象者 小学3年生以上(男女) 内 容 マット運動・トランポリンなど</p> <p>※開催日等決定後、募集チラシを配布します</p> | <p>○チアダンス</p> <p>開催日 毎月 第2・3・4土曜日 ※会場の都合等により変更となる場合があります。 時 間 16:00～17:00 会 場 南部コミュニティセンター 対象者 幼児以上(男女) 内 容 ぽんぽんを持って踊るダンス。ジャズ、ヒップホップダンスなどの基礎練習・発表</p> |



木造住宅耐震診断者の派遣を行います

問い合わせ先 建設課 (☎0279-26-2609)

村では、木造住宅にお住まいで、耐震診断を希望する方に木造住宅耐震診断者を派遣します。診断者が設計書類などをもとに現地調査を行い、どの部分が地震に弱いかや、倒壊する可能性の有無などについて一般診断を行います。

対象住宅（次の要件を全て満たす住宅）

- ① 昭和56年5月31日以前に着工された一戸建ての木造住宅または住宅部分の床面積が2分の1以上の併用住宅
- ② 平屋建てまたは2階建てのもの
- ③ 在来軸組工法によって建築されたもの

対象者（次の要件を全て満たす方）

- ① 対象住宅を所有されている方かつ居住されている方
- ② 村税の滞納がない方（属する世帯の世帯員全員）

募集戸数

2戸（定数になり次第締め切ります。）

耐震診断の費用

無料（ただし、診断者の交通費につきましては個人負担となります。）

必要書類

- ① 榛東村木造住宅耐震診断者派遣申請書
- ② 村税の未納税額のないことの証明書（税務課で発行できます）
- ③ 対象住宅の固定資産課税台帳記載事項証明書（評価証明）（税務課で発行できます）
- ④ 住民票の写し（住民生活課で発行できます）
- ⑤ 現況写真
- ⑥ 建築確認通知書※

※建築確認通知書が無い場合は、調査用図面の作成が必要となり、別途費用（10,000円）がかかります。
なお、調査用図面は現場を調査した診断者が作成しますので、図面作成費用は直接診断者にお支払いいただくこととなります。

申請期間

令和5年4月1日から令和5年9月8日まで

その他

耐震診断を希望する方は、建設課窓口で事前相談後、申請を行ってください。なお、事前相談の際に建築物が事業の対象になるか確認しますので、住宅の建築年度や構造などを調べてお越してください。詳細に関しては、榛東村木造住宅耐震診断者派遣事業実施要綱（建設課で配布または村ホームページからダウンロード可）をご覧ください。



木造住宅耐震改修補助金の交付を行います

問い合わせ先 建設課 (☎0279-26-2609)

村では、耐震診断に基づき木造住宅の耐震改修を行う方に対し、補助金の交付を行います。

対象住宅 (次の要件を全て満たす住宅)

- ① 昭和56年5月31日以前に着工された一戸建ての木造住宅または住宅部分の床面積が2分の1以上の併用住宅
- ② 平屋建てまたは2階建てのもの
- ③ 在来軸組工法によって建築されたもの
- ④ 耐震診断の結果、最小の上部構造評点が1.0未満の木造住宅

対象者 (次の要件を全て満たす方)

- ① 対象住宅を所有されている方かつ居住されている方
- ② 村税の滞納がない方 (属する世帯の世帯員全員)

補助金の内容

| 補助率 | 補助上限額 |
|--------------|-------|
| 耐震補強工事費の4分の1 | 50万円 |

必要書類

(交付申請時提出書類)

- ① 木造住宅耐震改修補助事業補助金交付申請書
- ② 申請場所を示した付近見取図
- ③ 耐震補強工事の設計図書
- ④ 耐震補強工事に要する費用の見積書などの写し
- ⑤ 建築確認済証の写し (耐震補強工事により建築確認が必要な場合に限る)
- ⑥ 耐震診断の結果の写し
- ⑦ 村税の未納税額のないことの証明書 (税務課で発行できます)
- ⑧ 対象住宅の固定資産課税台帳記載事項証明書 (評価証明) (税務課で発行できます)
- ⑨ 住民票の写し (住民生活課で発行できます)

申請期間

令和5年4月1日から令和5年9月8日まで

その他

耐震改修を希望する方は、建設課窓口で事前相談後、申請を行ってください。なお、事前相談の際に建築物が事業の対象になるか確認しますので、住宅の建築年度や構造などを調べてお越してください。詳細に関しては、榛東村木造住宅耐震改修補助事業実施要綱 (建設課で配布または村ホームページからダウンロード可) をご覧ください。



空き家のことでお困りではありませんか？

問い合わせ先 建設課 (☎0279-26-2609)

空き家の問題は様々な分野に渡るとともに、その解決には専門的な知識が必要なことがあります。村では、空き家問題の解決に役立てるため、一般社団法人群馬県宅地建物取引業協会の協力のもと、宅地建物取引士による空き家対策無料相談会を開催します。空き家のことでお困りの方は、ぜひともこの機会にご利用ください。

年間スケジュール

毎月第3金曜日 午後1時30分から午後4時まで (最終受付時刻：午後3時30分)

| 空き家対策無料相談会 | |
|--------------|---------------|
| 令和5年4月21日(金) | 令和5年10月20日(金) |
| 令和5年5月19日(金) | 令和5年11月17日(金) |
| 令和5年6月16日(金) | 令和5年12月15日(金) |
| 令和5年7月21日(金) | 令和6年1月19日(金) |
| 令和5年8月18日(金) | 令和6年2月16日(金) |
| 令和5年9月15日(金) | 令和6年3月15日(金) |

相談方法

新型コロナウイルス感染症対策のため、しばらくの間は電話相談 (相談時間は約30分間)。

予約方法

相談希望日の2日前までに、建設課あて電話で予約をしてください (先着順)。なお、相談予約が多数あった場合は、相談希望日に予約ができないことがあります。

相談に必要なもの

空き家の所有者、所在地、家屋種類、面積、建築年などが分かる書類 (固定資産税納税通知書や登記事項証明書など) をご準備ください。

3月新刊情報

南部コミュニティセンター図書室

問い合わせ先 南部コミュニティセンター (☎0279-54-0488)

利用時間 午前8時30分から午後5時まで 休館日 毎週月曜日・祝日



おすすめ本



わたしのペンが鳥の翼 古屋 美登里=訳

アフガニスタンに住む23人の女性作家が創造する小さくてときには息苦しい世界には、壮大な物語があり、心を掻き乱される問題が含まれています。

女性が自由に発言することを許されない国から、発信された物語です。



わたしのおひなさま 内田 麟太郎

ひなまつりのはじまりは、3月3日の上巳(じょうし)の節句に川で身を清め、不浄を祓ったり、薬草で体の汚れを祓うことでした。

江戸時代頃には飾るひな人形が主流となり、現代に繋がっています。このお話は、おひなさまのはじまりを教えてください。

| 書名 | 著者名 |
|--------------|------------|
| 夏日狂想 | 窪 美澄 |
| 葉と嘘の季節 | 米澤 穂信 |
| 嘘つきジェンガ | 辻村 深月 |
| 鳥の緑羽 | 阿部 智里 |
| 教誨(きょうかい) | 柚木 裕子 |
| 曙食堂 | 東野 光生 |
| 東京湾臨海署安積班 秋麗 | 今野 敏 |
| 冬を待つ城 | 安部 龍太郎 |
| 蝮の孫 | 天野 純希 |
| 絵本上毛かるた | 群馬県地域文化振興会 |

| 書名 | 著者名 |
|----------------------|----------------|
| 学習まんが日本の歴史 1~20巻 | 小学館 |
| 難攻不落の迷路 | 香川 元太郎 |
| あめふりうさぎ | せな けいこ |
| ほんとだもん | いもと ようこ |
| へんしんロボット | あきやま ただし |
| 目の見えない白鳥さんとアートを見にい | 川内 有緒 |
| 図鑑を見ても名前がわからないのはなぜか? | 須黒 達巳 |
| れいぞうこのそこのそこ りんごのまほう | うえだ しげこ |
| うさぎのモニカのケーキ屋さん | 小手鞠 るい、たかす かずみ |
| ぞうさんのおてがみ | 飯島 敏子 |

お元気ですか

保健相談センター

です

しんとう健康ダイヤル24
☎0120-077-005

24時間・年中無休 通話料・相談料無料

健康相談、医療相談、介護相談、育児相談や医療機関情報を提供します。
医療機関を受診すべきか迷ったら、まずは電話でご相談ください。
※電話番号は必ず非通知設定を解除してご利用ください。

榛東村出産子育て応援給付金事業を開始しました

榛東村では、国が創設した「出産・子育て応援交付金」制度を活用し、妊娠期から出産・子育てまで一貫して子育て家庭に寄り添い、様々なニーズに即した支援につなぐ「伴走型相談支援」と「出産・子育て応援給付金」を一体的に実施する事業を令和5年2月1日から開始しました。

■対象者

榛東村に住民登録があり、令和4年4月以降に出産した方・妊娠届出をした方（これから出産する方・妊娠届出をする方も含む）

■伴走型相談支援

妊娠・出産・子育てについて、対面、電話での相談を行います。

○相談のタイミング

①妊娠届出時（保健相談センターで面談）

②妊娠8か月頃（電話連絡）

③赤ちゃん訪問時（自宅で面談）

※赤ちゃん訪問：出産後2か月までに助産師または保健師がご自宅を訪問し、出産した方と面談します。

■経済的支援

伴走型相談支援の面談実施後に給付金を支給します。

○出産応援給付金：妊婦1人につき5万円（妊娠届出時の面談後）

○子育て応援給付金：対象児童1人につき5万円（赤ちゃん

訪問での面談後）

○申請方法：面談後に申請を受け付けます。申請には、顔写真がある本人確認書類（マイナンバーカード、運転免許証等）、振込先口座を確認できる書類（通帳等）が必要です。

妊娠や子育て等に関する相談窓口について

■子育て世代包括支援センター（保健相談センター内）

妊娠・出産・子育てについての相談窓口です。産前・産後のことなど、このころのこと、育児のことなど、お気軽にご相談ください。

※母乳相談は予約制で毎週金曜日の午前中に実施しています。

■すくすく教室

○栄養相談：栄養士による離乳食の相談

○母乳相談：助産師による母乳やミルクの相談

○計測・育児相談：保健師による計測・育児相談

※日程は広報または健康カレンダーをご覧ください。

※栄養相談や計測、育児相談はすくすく教室以外の日にも随時受け付けています。

※計測や来所の相談は、事前にお問合わせください。

▼問い合わせ先

保健相談センター
☎0279-70-8052

休日当番医

急病で救急車を要する場合は、迷わず「119番」

救急医療情報テレフォンサービス ☎0279-23-0099

夜間急患診療所（午後7時～10時、年中無休）☎0279-23-8899

| | | 内科 | | 外科 | 歯科 |
|----|--------|--------------------------------------|--|---------------------------------------|------------------------------------|
| 4月 | 2日(日) | みゆきだ内科医院 (渋川) ☎0279-60-6070 | 原 沢 医 院 (伊香保) ☎0279-72-2503 | 高野外科胃腸科医院 (渋川) ☎0279-24-2454 | 吉岡歯科クリニック (渋川) ☎0279-24-8289 |
| | 9日(日) | 石 北 医 院 (渋川) ☎0279-22-1378 | 入内島内科医院 (渋川) ☎0279-60-7322 | 渋川医療センター (子持) ☎0279-23-1010 | K歯科クリニック (渋川) ☎0279-22-2331 |
| | 16日(日) | 大谷内科クリニック (渋川) ☎0279-20-1881 | 痛みのクリニック長谷川医院 (吉岡) ☎0279-30-5055 | 加藤整形外科医院 (渋川) ☎0279-20-1007 | さいとう歯科医院 (子持) ☎0279-53-5454 |
| | 23日(日) | 斎藤内科外科クリニック (渋川) ☎0279-22-1678 | 榛東わかばクリニック (榛東) ☎0279-20-5531 | 渋川医療センター (子持) ☎0279-23-1010 | しまむら歯科医院 (渋川) ☎0279-20-1182 |
| | 29日(祝) | 中 野 医 院 (渋川) ☎0279-22-1219 | 駒寄こども診療所 (吉岡) ☎0279-55-5252 | 井野整形外科リハビリ内科 (吉岡) ☎0279-30-5255 | 山川歯科医院 (渋川) ☎0279-22-0260 |
| | 30日(日) | 奈良内科医院 (渋川) ☎0279-25-1155 | 大井内科クリニック (吉岡) ☎0279-30-5575 | とまるクリニック (渋川) ☎0279-26-7711 | 駒寄歯科クリニック (吉岡) ☎0279-30-5500 |

暮らしの 情報

行政相談を開催します

- 日時…4月21日(金)
午後1時30分～午後4時
- 会場…衆集センター
- 内容…国・県・市町村などの行政に関することについて、相談をお受けします。お気軽にご相談ください。

榛東村地域包括支援センター

- 本村在住の高齢者の方で、困りごとや心配ごとがありましたらご相談ください。
- 場所：榛東村保健相談センター内
(☎0279-25-8441)

お知らせ NEWS



春季道路愛護の実施について

道路愛護活動は地域住民が主体となって日常使用している道路の安全と美化を図り、きれいなまちづくりを行うことを目的として実施するものです。

■実施日 令和5年4月16日(日) 午前8時から

■作業内容 路面、側溝の清掃、路肩の除草など

■土砂等の処理

清掃で発生した土砂は、指定された場所(榛東中学校西側の村有地)に搬入してください。土砂に混入しているゴミ類は、可能な限り分別をお願いいたします。

▼問い合わせ先
建設課

☎0279-26-2609



戦没者等の「遺族の皆さまへ」

第11回特別弔慰金の請求期限は令和5年3月31日(金)までです。請求期限を過ぎると、第11回特別弔慰金を受ける権利がなくなりますので、未請求の方は期限までにご請求ください。

■支給対象者

令和2年4月1日(基準日)において、「恩給法による公務扶助料」や戦傷病者戦没者遺族等援護法による遺族年金」等を受ける方(戦没者等の妻や父母等)がいない場合に、次の順番による先順位のご遺族おひとりに支給します。

- ① 令和2年4月1日までに戦傷病者戦没者遺族等援護法による弔慰金の受給権を取得した方
- ② 戦没者等の子
- ③ 戦没者等の父母、孫、祖父母、兄弟姉妹(戦没者等の死亡当時、生計関係を有している等の要件を満たしているかどうかにより、順番が入れ替わります。)
- ④ 右記①～③以外の戦没者等の3親等内の親族(甥、姪等)

ただし、戦没者等の死亡時まで引き続き1年以上の生計関係を有していた方に限ります。

■支給内容

額面25万円、5年償還の記名国債

■請求窓口

お住まいの市区町村の援護担当課(郵送による請求もできます。)

■留意事項

特別弔慰金は、ご遺族を代表するおひとりが受け取るものです。ご遺族間の調整は、記名国債を受け取った方が責任を持って行うこととなります。

▼問い合わせ先
住民生活課

☎0279-56-2494

自動車税(種別割)は 4月1日現在の所有者 に課税されます

自動車税(種別割)は、毎年4月1日現在の車検証上の所有者(割賦販売の場合は使用者)の方に課税となる県税です。次の場合は、令和5年3月31日(金)までに、運輸支局で必ず手続きを行ってください。手続きを済ませないと既で使用している自動車の税金を納めることになったり、転居先に納税通知書が届かなかつたりするなど、

トラブルの原因となります。

■手続きが必要な場合

- ・名義人の方の住所または氏名に変更があった場合【変更登録】
- ・自動車を売買、譲渡した場合【移転登録】
- ・自動車を売却しなくなった(廃車した)場合【抹消(廃車)登録】
- その他

■その他

軽自動車税(種別割)については、村役場にお問い合わせください。

▼問い合わせ先

- 自動車税(種別割)
群馬県自動車税事務所
☎027-263-4343
- 渋川行政県税事務所
☎0279-22-4050
- 自動車の登録手続き
関東運輸局群馬運輸支局
☎050-5540-2021



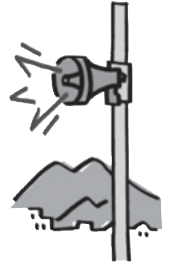
ご存じですか？

マイナンバーカードをお持ちの方は、マイナポータルから転出届をオンラインで提出できます！

問い合わせ先 住民生活課
☎0279-26-2494

防災行政無線の放送内容は電話でも確認できます。

☎0279-54-3499



「マイナンバー制度」に便乗した詐欺などにご注意

「マイナンバー制度」に便乗して行政機関の職員などをかたる不審な電話や悪質な勧誘には、十分注意してください。「口座番号を教えてほしい」「マイナンバーを貸してほしい」などと言って個人情報盗み出ししたり、金銭を要求したりするものです。

不審な電話があった場合にはすぐに切るようにし、訪問があっても応じないようにしましょう。不安な場合は左記の消費者ホットラインまたは群馬県消費生活センターに相談してください。

○消費者ホットライン

☎局番なし188

○群馬県消費生活センター

☎027-2223-3001

▼問い合わせ先

県庁業務プロセス改革課

☎027-2226-2333



住民票などの交付情報を本人に通知します

村では、住民票の写し等の第三者交付に係る本人通知制度を実施しています。この制度は、事前に登録することにより、登録者の戸籍謄本や住民票などが、本人の代理人や第三者に交付された場合に、その交付の事実を本人宛に通知する制度です。

○登録できる方

登録日において、榛東村に住民登録または本籍のある方（除かれた方を含む）

○登録の有効期限

登録日から起算して3年経過する日まで。

有効期限終了の1ヶ月前から更新手続が可能です。期間終了の通知は送付しないので、登録更新の際は、再度住民生活課で申請してください。

▼問い合わせ先

住民生活課

☎0279-26-2494



募集

RECRUITMENT



赤十字幼児安全法支援員養成講習会の実施について

ママボランティア「ほっこりん」主催による赤十字幼児安全法支援員養成講習会が左記のとおり実施されます。

■内容

- ① 赤十字安全法について
- ② 乳幼児の一次救命処置（胸骨圧迫、人工呼吸、AEDの取り扱い、気道異物除去）
- ③ 子どもの成長発達と事故予防
- ④ 子供の病気と看病のしかた
- ⑤ 地域の子育て支援、子供の虐待防止、災害時の乳幼児支援など

■日時

令和5年4月22日（土）、23日（日）9時から17時まで

■募集人数

20人（満15歳以上の方）

■会場

第15区コミュニティセンター

（榛東村広馬場709）

■受講費

1,900円（教材費、保険料などの実費）

■持参品・服装

84円切手を貼った返信用封筒、筆記用具、大判ハンカチ1枚、スカーフ（四角形）または風

しんとう安全・安心メールにご登録を

村内の防災、防犯、火災、行政情報等を電子メールで配信するサービスです。

登録は、空メールを送信して手続きを行ってください。

ml.shinto@e-park.ne.jp

登録できない方は、総務課でお手伝いします。



呂敷1枚、ストッキング1足、昼食、飲み物

■申込方法

「ほっこりん」のホームページまたはメールでお申し込みください。お申込みの際は住所、氏名、年齢、連絡先を記載してください。

○ホームページ

<https://shinto-nocco.net/>

○メール

shintonocco@gmail.com

■申込期限

令和5年4月15日（土）

▼問い合わせ先

ほっこりん 代表 福島

☎090-8485-0446

広報カレンダー 4月

| 日 | 月 | 火 | 水 | 木 | 金 | 土 |
|--|--|--------------------------|--|---|-------------------------------------|------------|
| 25 | 26 | 27 | 28 | 29 | 30 | 1 |
| 2 | 3 ● 13:30 健康相談 | 4 | 5 | 6 ● 10:00 はつらつ教室 ● 10:30 おはなしアイアイ | 7 | 8 |
| 9 | 10 ● 9:30 はつらつ教室 ● 10:30 はつらつ教室 ● 13:30 楽集シネマ ● 13:30 健康相談 | 11 ● 10:00 障害福祉なんでも相談 | 12 ● 17:15~19:30まで マイナンバーカード申請 交付夜間受付 | 13 ● 10:00 はつらつ教室 | 14 ● 9:30 心配ごと相談 | 15 |
| 16 8:00 春季道路愛護 ● 13:30 しんとう・ふるさと歴史講座 | 17 ● 9:30 はつらつ教室 ● 10:30 はつらつ教室 ● 13:30 健康相談 | 18 | 19 ● 13:30 人権相談 | 20 ● 9:30 すくすく教室(栄養・母乳相談) ● 10:00 はつらつ教室 ● 10:30 すくすく教室(リトミック) ● 13:30 農地・農業者年金相談 | 21 ● 13:00 3歳児健診 ● 13:30 行政相談 | 22 |
| 23 ● 9:00~11:30まで マイナンバーカード申請 交付休日受付 | 24 ● 9:30 はつらつ教室 ● 10:30 はつらつ教室 ● 13:30 健康相談 ● 15:00 手話通訳者設置 | 25 ● 13:00 2歳児健診 | 26 ● 13:00 乳児健診 | 27 ● 10:00 はつらつ教室 | 28 ● 13:30 無料法律相談 | 29 昭和の日 |
| 30 ● 8:30 日曜税務窓口 ● 9:00 初心者対象剣道教室 | 1 | 2 | 3 | 4 | 5 | 6 |

新型コロナウイルス感染症予防のため、各行事について中止や延期される場合があります。

※ふれあい館休館日

4月10日(月)、4月24日(月)

実施場所

● 村役場 ● 保健相談センター ● ささえの家 ● 中央公民館 ● 南部コミセン ● ふれあい館 ● 耳飾り館 ● 児童館 ● しんとうスポーツアリーナ ● 楽集センター ● 総合グラウンド ● ふるさと公園 ● 榛東中体育館

【有料広告欄】

家族の夢かなえる住まい
新築・リフォーム・土木・不動産・上下水道・解体・ガラス
(本店) 榛東村広馬場 2207-1 (高崎支店) 高崎市中泉町 640-9

ぐん・せい建商(株)

0120-266-110 <http://www.gunsei.com>

ぐんせい

長期優良住宅から介護リフォーム、網戸・畳交換まで

(有)羽鳥製材所

TEL.0279-54-5142

北群馬郡榛東村山子田1439-1 URL <http://www.hatori-woody.co.jp>

モデルハウス ぐんまの木の家「こもれび」北群馬郡榛東村新井3252-5

美味しく食べたいな♪
そんで笑いたいな♪

診療時間 / AM8:30~PM12:00
PM2:30~PM 7:00
休診日 / 日曜日・祝祭日・水曜日
(祝日のある週は水曜診療日)

榛東村新井1223-1
0279-25-8820

あおば歯科医院

いわくら榛東接骨院

でんわ 090-7426-4752

榛東村広馬場 873-2 サクシードヒルD.E 2 部屋分
駐車場はウラに多数有ります TEL0279-25-8666

※八ノ海道信号東に800m『小林新聞店さん』東100m左折すぐ

【交通事故/労災指定・保険接骨院】7時半まで受付 時間外予約も可!

(^o^) コロナ対策徹底! 個室施術、最新エコーも完備 (^o^)

有限会社 群馬サポート

0279-54-2322 村内全域

- 浄化槽保守点検
- 浄化槽清掃
- 浄化槽修理
- 一般くみとり

榛東村長岡 939-1 お気軽に連絡ください。



新春伝統芸能大会

1月22日（日）、南部コミュニティセンターで榛東村文化協会による新春伝統芸能大会が開催されました。榛東村の村指定重要無形民俗文化財になっている太々神楽や獅子舞などの歴史ある伝統芸能の維持および継承を目的に、計6団体により日ごろの練習の成果や伝統の技が披露されました。



群馬県町村会表彰式

2月16日（木）、真塩村長が群馬県市町村会館で群馬県町村会から特別表彰を受けました。町村長を15年以上務めた方が表彰され、真塩村長の他、嬭恋村長、邑楽町長が表彰を受け、代表として真塩村長が表彰状を受け取りました。



第3回 しんとう歌謡祭

2月19日（日）、南部コミュニティセンターにおいて、しんとう歌謡会による「第3回しんとう歌謡祭」が開催されました。61名の方が出演し、全員が生き生きとした素晴らしい歌声を会場いっぱいに響かせました。歌には物語があり、フルコーラスで歌われました。（写真：9区柳澤章さん）



自衛隊入隊者激励会

2月20日（月）、榛東村役場で令和5年度の自衛隊入隊者に向けて激励会を開催しました。激励会は村と自衛隊家族会の共催で行われ、村長と自衛隊家族会長代理の長竹さんがそれぞれ激励の言葉を述べました。また、入隊予定者を代表して真下さん（写真中央）からお礼の言葉がありました。榛東村からは2名の方が自衛隊へ入隊予定です。



文化財の意義を学ぶ デ・レイケ堰堤

2月26日（日）、南部コミュニティセンターで榛名山麓デ・レイケ堰堤を見守る会が文化財指定・登録に向けて勉強会を開催しました。講師に群馬県文化財保護審議会委員の村田敬一先生を招き、歴史的価値・文化的価値に関心のある参加者が50名程参加しました。



しんとう・ふるさと歴史講座

3月4日（土）、耳飾り館でガラメキ温泉の旅館の家に生まれ育った中村智昭氏による講演会が開催されました。相馬小学校までの通学の思い出やガラメキ温泉の様子など、戦時中から終戦の頃の貴重なお話を伺い、地域の歴史をより深く知る機会となりました。

創造の森の開場（キャンプ場等）

問い合わせ先 産業振興課（☎0279-26-2559）

創造の森（キャンプ場・森の恵みを食す小屋・ストライダーコース）は、令和5年4月5日（水）午前9時から開場いたします。キャンプ場および森の恵みを食す小屋の予約受付については、次のとおりです。皆様のご予約をお待ちしております。

開場期間

令和5年4月5日（水）～11月23日（木）

その他

ご予約および利用方法については村ホームページ記載の「創造の森の利用案内」をご覧ください。



榛東村の史跡と文化財 むかしの旅 みちしるべ

村内の道路の端に、みちしるべを見つけたことのあるかたは多いのではないのでしょうか。あちこちでよく見かけるみちしるべは、幅30センチ程の黒っぽい角柱状の石に文字が刻まれているもので、大正4年の御大典記念に青年団が建てたものです。

時代の古いものにはどのようなものがあるでしょう。下表は村誌の記述を元に作成しました。（すべてが現存しているかどうかわかりません。）江戸時代でも元禄の頃になると（1700年位）一般庶民でも神社や仏閣の参拝に出かける人が増加し、榛東村一帯にも水沢観音を詣でるために徒歩で旅する人の往来があったのでしょうか。銘文の「みづさわ」は水沢観音を示し、「いたはな」、「たかさき」は宿場を示しています。もし散歩中に道しるべを見つけたら、むかしの人の旅に思いをはせてみてはいかがでしょうか。

| | 所在地 | 西暦 | 和暦 | 銘文 |
|-----|---------------|------|-------|----------------|
| 長岡 | 2区の庚申塚の道祖神 | — | — | 南みのわ、西やまみち |
| 長岡 | 西帝（現在は北小にて保管） | — | — | かし八ぎ、み乃八道、いたはな |
| 新井 | 榛東中北西 | — | — | 志ぶ川 |
| 広馬場 | 南の三叉路 | 1880 | 明治13年 | 右みづさわ、左はるな |
| 広馬場 | 14区墓地の馬頭観音 | 1846 | 弘化2年 | 右はるな、左いたはな |
| 広馬場 | 旧渋川街道沿い | 1814 | 文化11年 | 右しぶ川、左やまみち |
| 広馬場 | 村境の馬頭観音 | 1834 | 天保4年 | いたはな、たかさき |
| 広馬場 | 19区道祖神場の双体道祖神 | — | — | 右しぶ川、左みづさわ |
| 広馬場 | 柏木宿入口 | 1704 | 宝永元年 | いたはな、たかさき |

広報しんとう 令和5(2023)年3月号 No.625

発行:榛東村 編集:総務課

〒370-3593群馬県北群馬郡榛東村大字新井790番地1

☎0279-54-2211 FAX0279-54-8225

ホームページアドレス <https://www.vill.shinto.gunma.jp/>

人口と世帯

(2月末日現在)

総人口 14,612人(-23)

男 7,481人(-31)

女 7,131人(+8)

世帯数 6,163戸(-26)

※()は対前月

お詫びと訂正

広報しんとう1月号の掲載内容に一部誤りがありました。お詫びして訂正いたします。

5ページ「○法人募金」の欄
誤：(有)メディカルオール
正：(有)メディカオール